

三次市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号国土交通事務次官通知。以下「交付金要綱」という。）及び広島県がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱（以下「県補助金交付要綱」という。）に基づき、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において危険住宅の除却又は移転を行う者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、交付金要綱で使用する用語の例による。

(補助金交付の対象等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、別表のとおりとする。ただし、公共事業等による立ち退きに伴い、危険住宅の除却に係る補償費を受ける場合は、危険住宅の除却等に要する経費は対象としない。

- 2 補助金の交付額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てる。
- 3 移転事業は、補助金の交付の決定を受けた会計年度の2月末日までに完了し、補助金額の確定を受けるものとする。
- 4 補助金の交付を受けた者は、当該跡地には住宅を建築しないものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第4条第1項の規定による補助金等交付申請書の様式は、三次市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書に次項に掲げる書類を添付して市長に提出し、移転事業の着手（移転事業に係る契約）の前に補助金の交付の決定を受けなければならない。

3 規則第4条第2項第5号の規定により第1項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。ただし、移転事業が危険住宅の除却等のみの場合にあっては第5号及び第7号に掲げる書類の添付を要しない。

- (1) 資金計画書（様式第2号）
- (2) 危険住宅の付近見取図、配置図、平面図及び外観写真並びに除却等工事の見積書
- (3) 危険住宅及びその敷地に係る登記事項証明書その他危険住宅及びその敷地の所有者が確認できるもの（申請日から3月以内に交付されたものに限る。）
- (4) 危険住宅の建築時期が確認できる書類（他の書類と兼ねることができる。）
- (5) 危険住宅に代わる住宅（以下「移転先住宅」という。）の付近見取図、配置図及び平面図並びに建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。以下同じ。）に要する経費の見積書
- (6) 跡地に再建築しない旨の誓約書（別紙1）
- (7) 移転先住宅の建設又は購入をするために要する資金の借入れを予定している金融機関、その他の機関において、建物、土地及び敷地造成の費目ごとに作成された借入金利子相当額の計算表
- (8) 移転先住宅が省エネ基準に適合していることが確認できる書類（移転先住宅が新築の場合に限る。）
- (9) 三次市の徴収する税及び料の納付状況照会承諾書（別紙2）
- (10) 消費税の課税事業者である場合は、課税事業者届出書
- (11) その他市長が必要と認める書類

4 規則第4条第3項の規定により、同条第2項第1号から第3号までの書類は省略する。

（交付の条件）

第5条 規則第6条第1項第4号の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 移転事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、三次市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金経費の配分変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助金の額に変更を生ずることとなる移転事業の内容を変更しようとする場合においては、三次市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付変更申請

書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けること。

- (3) 移転事業を中止し、又は廃止する場合においては、三次市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金（廃止・中止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けること。
- (4) 移転事業が、予定の期間内に完了しない場合又は移転事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに三次市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金完了期日変更報告書（様式第6号）を市長に提出し、その指示を受けること。

（交付決定の通知）

第6条 規則第5条の規定による交付決定の通知は、三次市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定通知書（様式第7号）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項の規定により申請を取り下げようとする者は、交付決定の通知を受理した日から起算して10日以内に三次市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請取下届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（移転事業着手届）

第8条 補助金の交付の決定の通知を受けた者は、移転事業に着手しようとするときは、三次市がけ地近接等危険住宅移転事業着手届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（移転事業実績報告）

第9条 規則第12条の規定による移転事業等実績報告書の様式は、三次市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金実績報告書（様式第10号）とし、その提出期限は当該移転事業が完了した日若しくは当該移転事業の廃止の承認を受けた日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する市の会計年度の2月末のいずれか早い日とする。

2 規則第12条の規定により前項の実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 資金調達書（様式第11号）
- (2) 事業成績書（平面図、積算設計書並びに事業の着手前及び完了後の写真）

- (3) 金融機関等の当該事業に係る貸付証明書
 - (4) 支出証拠書類の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定)

第10条 規則第13条の規定による補助金の額の確定通知は、三次市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付金額確定通知書（様式第12号）により行うものとする。

(交付決定の取消通知)

第11条 規則第9条第3項及び規則第16条第3項の規定による取消決定の通知は、三次市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金取消通知書（様式第13号）により行うものとする。

(補助金の交付方法)

第12条 補助金は第10条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとし、その請求の様式は三次市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金精算払請求書（様式第14号）によるものとする。

(帳簿等の保存期間)

第13条 規則第20条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該移転事業の完了の日から起算して10年を経過した日の属する市の会計年度の末日までとする。

(財産の処分の制限)

第14条 規則第19条ただし書の規定による財産の処分の制限をする期間は、当該移転事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する市の会計年度の末日までとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第3条関係）

経費区分	補助限度額	補助対象経費の内容
移転事業に要する経費	危険住宅の除却に要する費用の1／3とし、1戸当たり150万円を限度とする。	危険住宅の除却に要する費用
	1戸当たり97万5千円を限度とする。	危険住宅の除却等に要する次の費用 1 動産移転費 2 跡地整備費 3 仮住居費（3月分以内とする。） 4 その他移転に伴う経費（1万円以内とする。）
危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）に要する経費	1戸当たり421万円（建物325万円、土地96万円）を限度とする。	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額